

センター職員募集の御案内

◆募集概要

採用日	令和6年10月1日 ※応相談	令和7年4月1日 ※既卒者については応相談
職種	情報技術職員(未経験者可)：若干人	情報技術職員(未経験者可)：若干人
勤務地	大垣市	大垣市
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ●プログラム、データベース、ネットワーク等の知識のある者 ●大学院、大学、短大、専門学校など、高等学校(準ずるものを含む。)以上を卒業又は卒業見込みの者で、平成6年4月2日以降に生まれた者 	<p>【新卒者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大学院、大学、短大、専門学校、高等専門学校などを卒業又は卒業見込みの者で、平成11年4月2日以降に生まれた者 <p>【既卒者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プログラム、データベース、ネットワーク等の知識のある者 ●大学院、大学、短大、専門学校など、高等学校(準ずるものを含む。)以上を卒業の者で、平成11年4月2日以降に生まれた者 <p>※当センターの令和6年10月1日採用職員試験を受験した者は受験できません</p>
受付期間	令和6年4月1日から 令和6年5月31日まで	令和6年8月1日から 令和6年9月30日まで
第1次試験	令和6年6月12日	令和6年10月10日
第2次試験	令和6年7月(詳細は第1次試験合格者に通知)	令和6年11月(詳細は第1次試験合格者に通知)
試験場所	当センター会議室	当センター会議室
合格通知	令和6年7月中旬から下旬を予定	令和6年11月中旬から下旬を予定

※詳細については、募集要項を御確認ください。当センターホームページからも入手可能

◆提出書類

- (1) 所定の採用試験申込書(申込前6か月以内に撮影の写真を貼付のこと)
注：採用試験申込書は、下記問い合わせ先あて受付期間に直接又は電話にて請求、もしくは当センターホームページからダウンロードすること
- (2) 卒業(又は卒業見込)証明書(発行後6か月以内のもの)
- (3) 成績証明書(発行後6か月以内のもの)
- (4) 職歴がある者は、職務経歴書(A4縦、横書)
- (5) 経済産業省情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験合格者は合格証書(写)

◆提出先

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター 総務企画部経営管理課
※郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験」と朱書すること
注：公共職業安定所発行等の採否通知書がある場合は同封すること

◆問い合わせ先

一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター 総務企画部経営管理課
☎(0584)47-6609 E-mail saiyogaic.or.jp



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES
ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>
〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
TEL(0584)47-6607(代) FAX(0584)47-6583



▲ホームページ



IS 80162 / ISO 27001:2013



IS 80162 / JIS Q 27001:2014

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号：(0584) 47-6586

Administrative Information Center of Gifu Municipalities

2024 Spring

No.184

ネット&ライン
Net & Line

特集

プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける
「こどもデータ連携」の取組について

令和6年度介護保険制度の改正対応

●13頁……市町村職員研修・管理者研修
「行政情報管理者コース」

●裏表紙…センター職員募集

御案内を掲載しています。



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

令和6年度市町村職員研修開催の御案内

センターでは、市町村職員の情報活用能力の向上を目的とした各種研修を開催します。
本年度の研修は、下表の日程での開催を予定しております。

研修名	定員	開催方法	開催形態	日数	回数	開催時期		
管理者研修	100人	定期	集合	半日	1回	5月16日		
一般研修	集合研修(共催)	Word中級コース	各20人	定期	集合	1日	2回	12月5日 6日
		Excel中級コース	各20人	定期	集合	1日	4回	12月9日 10日 11日 12日
		PowerPoint初級コース	20人	定期	集合	1日	1回	12月13日
		Access初級コース	20人	定期	集合	2日	1回	12月16日～17日
	集合研修(単独)	ITパスポートコース	10人	定期	集合	1日	1回	8月23日
		ネットワーク基礎コース	10人	定期	集合	1日	1回	9月9日
		Excel活用コース	各10人	定期	集合	1日	3回	9月10日 19日(飛驒事務所) 26日(東濃事務所)
		Access活用コース	10人	定期	集合	2日	1回	9月11日～12日
		PowerPoint活用コース	10人	定期	集合	1日	1回	9月13日
	現地研修	情報セキュリティ基礎コース	各10人	随時	現地	3時間	-	随時
Word中級コース								
Excel中級コース								
PowerPoint初級コース								

注1 集合研修(共催)は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。

注2 現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。また、現地研修のうちWord中級コース、Excel中級コース及びPowerPoint初級コースについては、時間外の対応も行うこととしております。

お申込み
お問い合わせ先

ソリューション推進部 基盤整備課 教育研修担当
TEL (0584)47-6609 FAX (0584)47-6585 E-mail: slkensyu@gaic.or.jp

CONTENTS

特集

ブッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける
「こどもデータ連携」の取組について 2

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付EBPM推進室

令和6年度介護保険制度の改正対応 8
アウトソーシング事業部情報振興課

報告

令和6年度事業計画の概要 10

センターニュース

12

新規システム導入状況

12



県内の
名所・旧跡・風物
紹介シリーズ

～世界に誇る刃物のまち～
関市

刀都関の一大イベント「刃物まつり」

関市は、鎌倉時代から続く刀鍛冶の技術・伝統を現代に受け継いだ、刃物産業が盛んな「刃物のまち」です。そんな関市では、毎年10月の「スポーツの日」の前の土曜日と日曜日に本町通り商店街をメイン会場とした刃物まつりが行われます。刃物まつりでは、本町通り商店街約1kmにわたり市内の刃物業者がテントを連ね、お値打ちに刃物を販売する「刃物大販売市」の他、「古式日本刀鍛錬の一般公開」や国内外のナイフメーカーが集まる「アウトドアナイフショー」など、刃物に関わるイベントが市内各所で開催されます。



刃物まつり 刃物大販売市

春を告げる大祭

「関まつり・あんどんみこしコンクール」

毎年4月の第3土日に「関まつり・あんどんみこしコンクール」が開催されます。郷土色を盛り込んだあんどんみこしや時世を現したあんどんみこしが何十基も参加し、夜の本町通り商店街を練り歩きます。あんどんみこしだけではなく、岐阜県重要有形民俗文化財に指定されている「浦嶋山車」「加茂山車」もまちを練り歩き、日中にはパレードやステージイベントが行われ、昼夜問わず盛り上がりを見せます。



関まつりあんどんみこしコンクール

プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける「こどもデータ連携」の取組について

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付EBPM推進室

1 はじめに

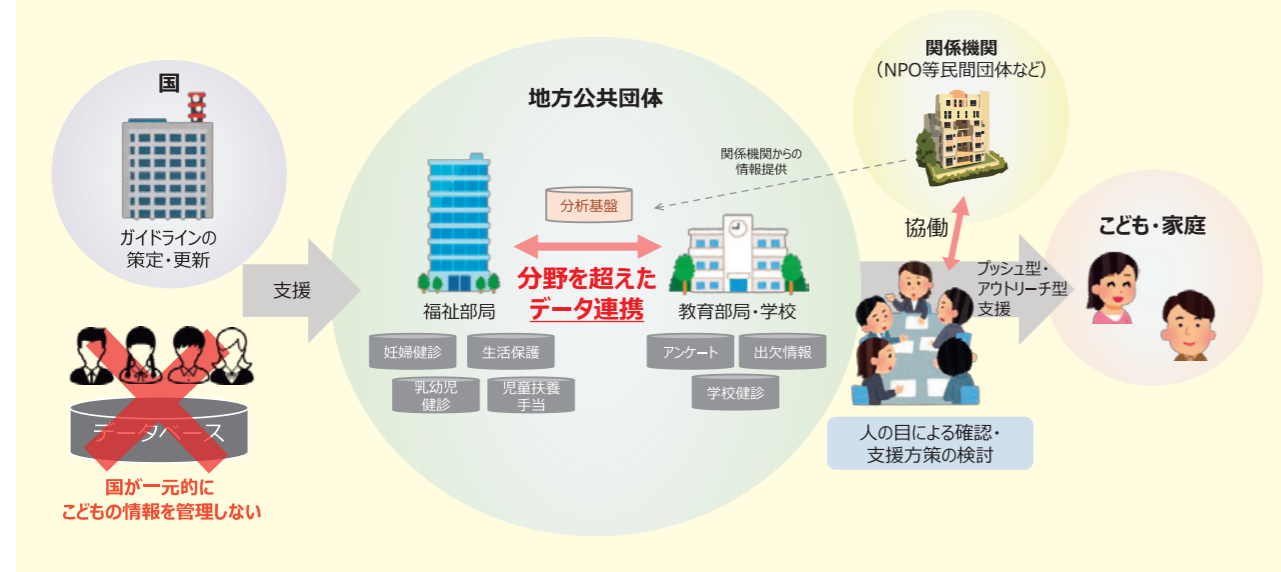
こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在しています。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくありません。

これに対して、こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)においては、「こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある」とした上で、「こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、

プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける」ことを掲げており、これに関連して、こども施策の共通の基盤となる取組の一つとして「先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する」ことを挙げています。

このような背景から、こども家庭庁では、地方自治体において、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる「こどもデータ連携」の取組を推進しています。

図表1 こどもデータ連携のイメージ



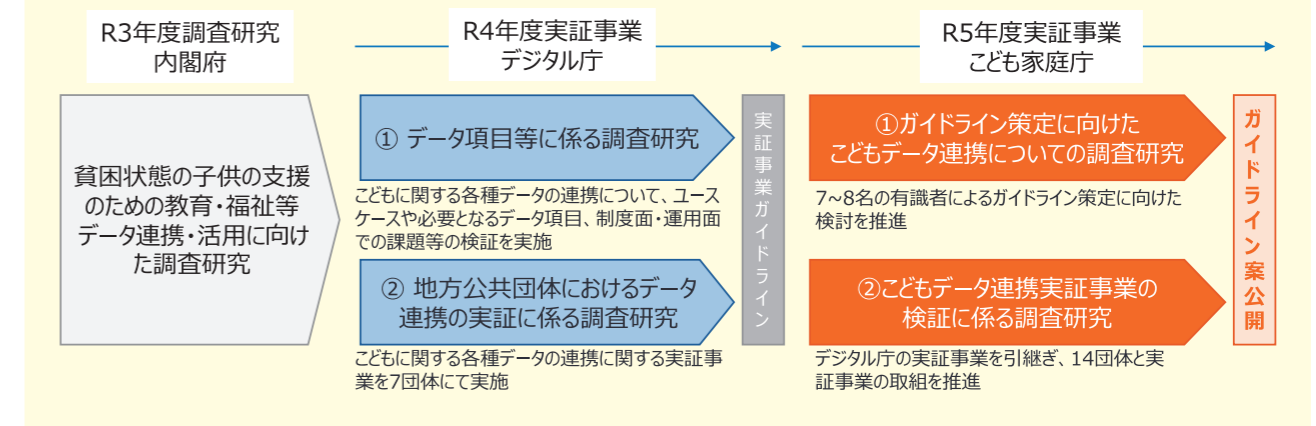
2 これまでの取組の経緯

こどもデータ連携の取組を推進するに当たり、令和3年度には内閣府において「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究」が、令和4年度にはデジタル庁において「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」が実施されました。デジタル庁の事業においては、7つの地方公共団体において実証事業が行われる

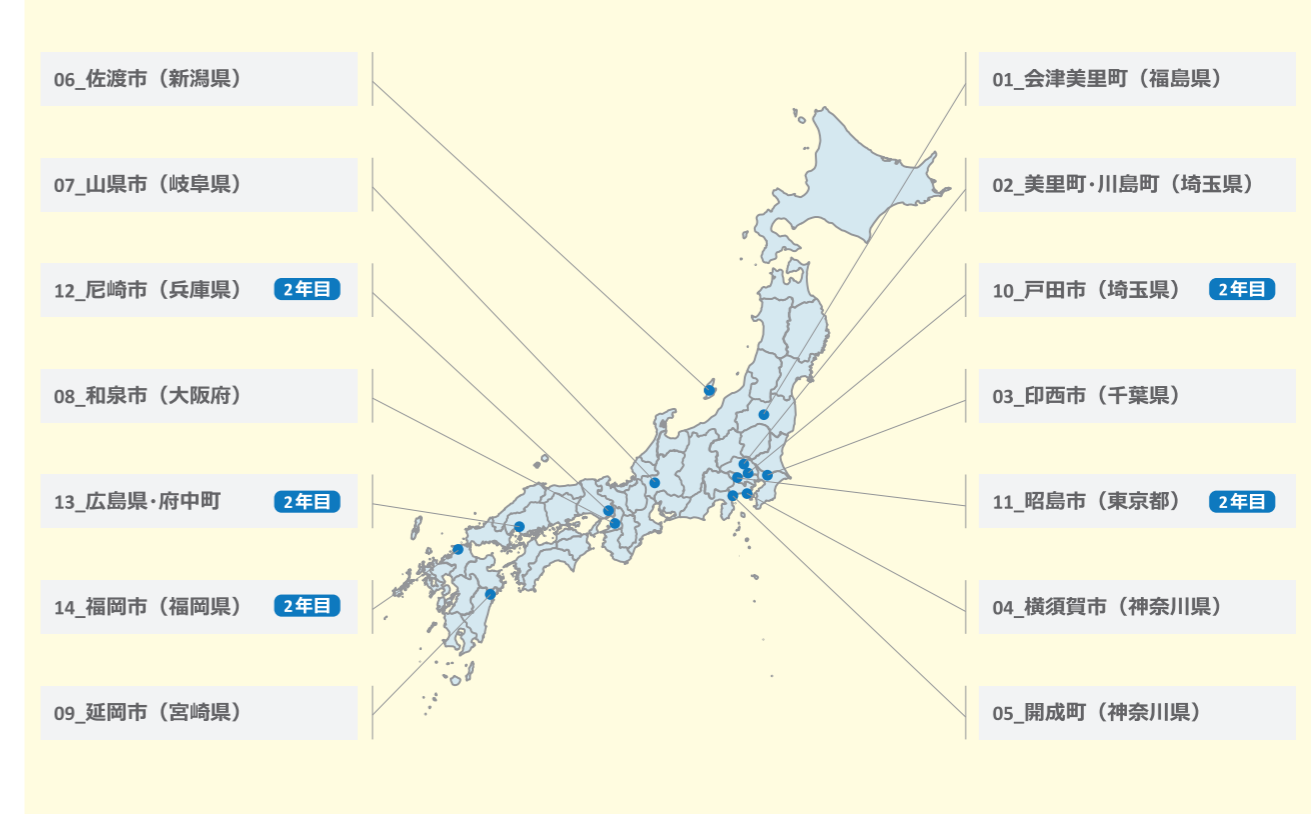
とともに、実証事業等を通じて得られた検証結果や知見等を踏まえ、地方公共団体が参照できる「こどもに関する各種データの連携に係る留意点(実証事業ガイドライン)」が作成・公開されました。

令和5年4月に発足したこども家庭庁では、こうした取組を引き継ぎ、令和5年度には14の地方公共団体において実証事業を実施しま

図表2 これまでの取組



図表3 令和5年度実証団体



した(うち5団体は、デジタル庁実証事業からの継続)。併せて、有識者による検討会での議論を経て、実証事業で得られた成果等を基に、こどもデータ連携に取り組む地方公共団体に向けた「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」(以下、「ガイドライン(素案)」という。)を作成しました。

各実証団体の詳細な成果報告書や、ガイドライン(素案)、調査研究の報告書等については、こども家庭庁のウェブサイト(以下URL)で公開(※)する予定ですので、ぜひご参照ください。

■こども家庭庁 | こどもデータ連携の取組の推進
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data/>

※各種資料については令和6年3月末～4月の公開を予定していますが、事情により公開時期が遅延する場合があります。

3 「基本連携データ項目」について

地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むに当たっては、様々な検討事項が存在します。その一例が、地方公共団体内に数多く存在しているこどもや家庭に関するデータのうち、どのデータを利用すれば、支援や見守りを必要とするこどもを把握することができ得るのかという点です。

それらのデータは、こどもや家庭の機微な情報であることが想定されるため、その利用に当たっては慎重な検討が必要となります。詳細な説明はガイドライン(素案)に譲りますが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下、「個人情報保護法」という。)に基づき、保有個人情報の利用目的、内部利用・外部提供等の整理を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があります。また、個

人情報保護法に準拠していれば十分であるとは言えず、プライバシーに配慮しつつ取組を実施する必要があります。

このようなことから、こどもデータ連携の取組において利用するデータは、こどもや家庭が抱える様々な困難との関連性が強く認められるものに限る必要があります。実証事業においては、各実証団体の創意工夫のもと、支援現場に蓄積されている知見を吸い上げ、様々な困難と関連すると認められるデータを選定して利用する例や、過去のデータを統計的に分析することで、適切なデータを選定して利用する例などが見られました。ガイドライン(素案)においては、このようなそれぞれの地方公共団体における、政策目的や実情に応じた利用データの検討・選定は妨げないものとして、学術論文や各種アセスメントシート等の調査、有識者等へのヒアリング等を実施し、困難との関連性が強く認められるものであることを確認した上で、「基本連携データ項目」を整理し、掲載しています。

基本連携データ項目の選定に当たっては、そのデータ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられることを条件としました。各項目について「基準/閾値」(詳細はガイドライン(素案)を参照)を設けており、その基準に該当(閾値を超過)する場合、当該のこどもや家庭は、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられるものとしています。

基本連携データ項目の利用に当たっては、基本連携データ項目毎に、基準/閾値に該当するこどもや家庭を抽出した上で、抽出されたこどもや家庭の名寄せを行い、どのこどもや家庭がどの基本連携データ項目の基準/閾値に該当し、どのような困難を抱えている蓋然性が高いか、分野横断的に整理することを想定しています。これによって、多様な観点からのアセスメントが可能となり、例えば既に何らかの支援や見守りを行っているこどもや家庭について、これまで十分に把握していなかった困難な状況を新たに把握し、現行の支援の在り方の見直しを図ることや、新たな支援の必要性を発見すること、数多くの困難を抱えているこどもに対して優先的に支援を行うこと等が期待されます。地方公共団体がこどもデータ連携の取組を進めるに当たっては、困難との関連性が強く認められ、利

用可能性が高いデータ項目として、まずは基本連携データ項目の利用を検討いただければと考えています。

なお、基本連携データ項目については、前述の「困難との関連性が強く認められるものであること」、「そのデータ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられること」のほか、大多数の地方公共団体において保有されており、利用が可能であると考えられるデータ項目であることも念頭に置いています。具体的には、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に基づく「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書^{*1}」を参照し、健康管理や生活保護、障害者福祉等の各システムの「基本データリスト」に存在するデータ項目を中心に選定したほか、教育分野については、「教育データ標準^{*2}」や一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)の「教育情報アプリケーションユニット標準仕様^{*3}」のデータ一覧を参考に選定しています。

- *1 : https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/
- *2 : https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm
- *3 : <https://www.applc.or.jp/jigyo/jigyo-2/ict-platform/standard-2022/>

4 その他の検討事項等

3. で触れた利用するデータ項目の選定や、個人情報の適正な取扱い、プライバシーの保護等以外にも、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むに当たって検討すべき事項は存在し、ガイドライン(素案)では各検討事項について詳述しています。例としては、こどもデータ連携の取組を適切に運用するための仕組みの構築や、必要となるデータの準備(データ加工や名寄せ等)、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるための体制・フロー等が挙げられます。

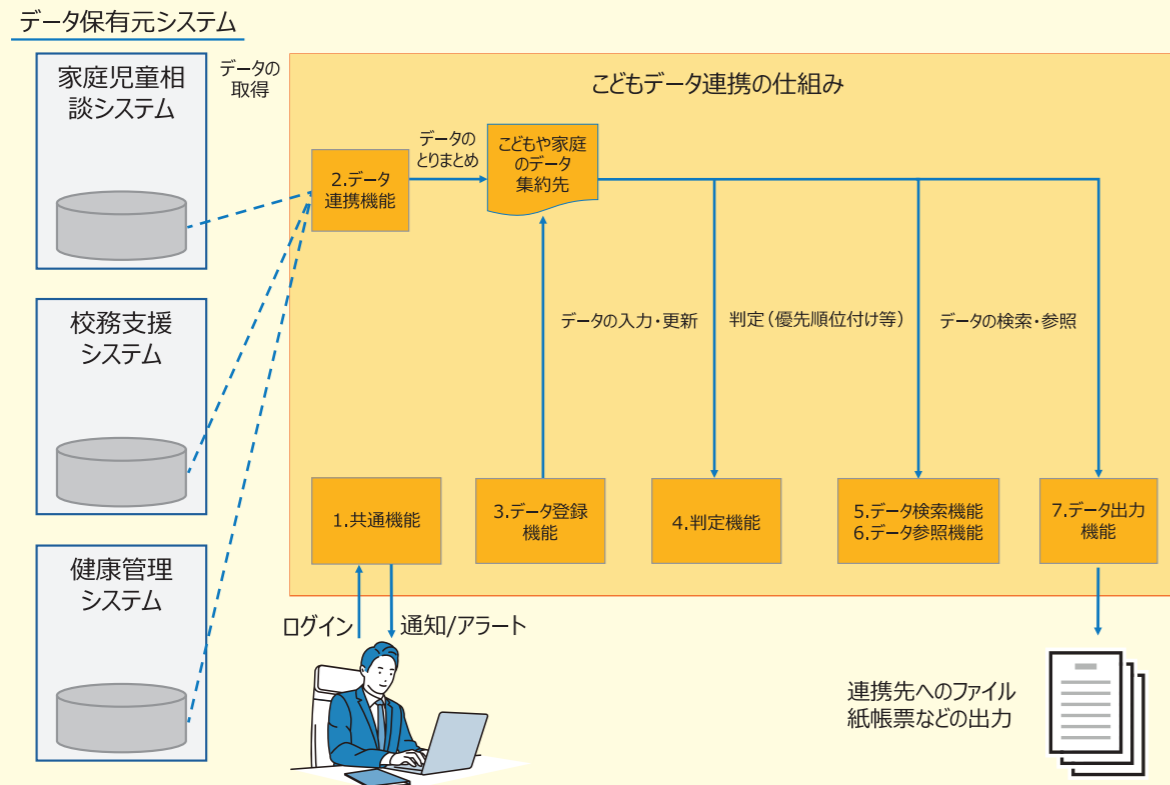
こどもデータ連携の仕組みの構築に当たっては、必ずしも新たなシステムの開発が必須であるということではなく、地方公共団体の政策目的や取組の対象者の数、人的資源、及び予算等に応じて、SaaSやスプレッドシート等

図表4 基本連携データ項目の概要

※詳細については、ガイドライン(素案)を参照ください。

	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目
こども	要対協への登録歴/一時保護された履歴がある	(要対協のケース進行管理台帳/一時保護児童票) こども氏名
	3~4か月児/1歳6か月児/3歳児健診を受けた履歴がない	健診受診日
	3~4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」「長時間食事を与えなかった」等に該当	健診アンケート「出来事」の回答
	1歳6か月児/3歳児健診/学校における健康診断において、低体重であった	パーセンタイル値(体重)/体重
	発達障害があり手帳を所持している/障害児支援受給者証の発行歴がある	(手帳情報) 主たる精神障害コード/受給者証番号
	小・中学校の欠席日数/遅刻が多い	欠席日数/遅刻日数
	こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果
保護者・家庭	妊婦健診を受けた履歴が全くない	妊婦健診受診日
	EPDS(エジンバラ産後うつ病問診票) 評価点数が高い	EPDS評価点数
	同一世帯の者が障害者手帳を所持している	(各種手帳情報) 資格状態コード
	生活保護を受給している	(生活保護) 開始年月日
	児童扶養手当を受給している	(児童扶養手当支給情報) 支給区分

図表5 仕組み化を検討する上での機能関連図／求められる機能要件・非機能要件



No.	分類	機能	概要
1	機能要件	共通機能	ログインや通知 / アラート等を行う。
2		データ連携機能	保有元から取得したデータを取りまとめる。
3		データ登録機能	データの入力・更新を行う。
4		判定機能	地方公共団体の政策目的や状況に応じて、優先順位付けや重みづけを行う。
5		データ検索機能	データの検索を行う。
6		データ参照機能	No.5にて検索したデータを参照する。
7		データ出力機能	No.2にて連携したデータを紙媒体やファイル形式にて出力する。
8	非機能要件	アクセスコントロール管理	
9		アクセス記録管理	
10		バックアップ管理	
11		セキュリティ対策	

の利用、システム開発等、適した方法を検討することが必要となります。仕組み化を検討するに当たり、主に想定される機能関連図及び機能要件・非機能要件は、図表5のとおりです。

また、データの準備に関しては、紙媒体で保有されている情報のデータ化、システム間でデータフォーマットや表記を合わせるための加工、欠損値や不整合データへの対応、外字の処理等の文字に関する加工等が必要にな

ることが考えられます。また、名寄せを行うための様々なデータ加工も想定されますが、各学校で使用されている校務支援システムに、首長部局のシステムにおいて用いられている宛名番号(地方公共団体で主に用いられている、団体内の個人を一意に特定するために付番された番号)を紐づけて運用することで、名寄せが容易になっている事例も存在するため、参考にしていただければと思います。

5 おわりに

ここまで、これまでのこどもデータ連携の取組概要や、ガイドライン(素案)から抜粋した内容について紹介させていただきました。

令和6年度においては、令和5年度の実証団体の中から継続して参加する団体を募集するほか、令和6年度に新たに参加する団体を広く募集し、実証事業を実施します。実証事業を通じて、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握するために有用なデータ項目(基本連携データ項目及びその他のデータ項目)や、それらのデータを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するための手法、データ項目とこどもや家庭が抱える様々な困難との関連性、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるための関係機関等の望ましい連携体制や業務フロー等について検証を重ね、ガイドライン(素案)への反映を図ってまいります。

また、ガイドライン(素案)については、令和6年度にパブリック・コメントを実施して広く意見を募るとともに、有識者等による検討も重ね、実証事業で得られた成果も反映した上で、令和6年度中には「こどもデータ連携ガイドライン」として策定し公開することを予定しています。このガイドラインを活用して、誰一人取り残されることなく、こどもや家庭が適切な支援につながるができるよう、多くの地方公共団体にこどもデータ連携の取組を広めていきたいと考えています。

皆様におかれましては、ガイドライン(素案)等を参考に、こどもデータ連携の取組への理解を深めていただきますとともに、令和6年春の募集開始を予定しております新規実証団体への応募についても、検討いただけますと幸いです。

こどもデータ連携実証事業 新規実証団体の募集について

令和6年4月から5月頃、新規実証団体の公募要領をこども家庭庁のウェブサイトにて公開し、募集を開始する予定です。ぜひ、応募をご検討ください。

■こども家庭庁 | こどもデータ連携の取組の推進

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data/>

令和6年度介護保険制度の改正対応

アウトソーシング事業部情報振興課

1 はじめに

介護保険制度は、平成12年に高齢者介護を家族の負担のみに委ねるのではなく、社会全体で支えるしくみを構築する目的で制定されました。

また、介護保険制度・介護報酬については、社会情勢や政策により例外はありますが、基本的には3年ごとに見直し・改定を行うこととされています。令和6年度は、第9期介護保険事業計画の開始年度に当たり、3年ごとの見直しを行う年となっています。

2 令和6年度介護保険制度改正の概要

介護保険法改正を含む法律案「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)」が令和5年5月12日に可決・成立しました。

改正法において、介護保険関係では、

- ①介護情報基盤の整備
- ②介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- ③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- ④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- ⑤地域包括支援センターの体制整備等

が主な内容とされており、令和6年4月の施行に向け、必要な政省令の改正などの施行準備を順次進められることになりました。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進として、複数の在宅サービス(訪問や通所など)を組み合わせ提供する複合型サービスの新設を検討されましたが、改正は見送られることになりました。

さらに、給付と負担に関する見直しについて、令和4年12月の社会保障審議会介護保険部会(以下「介護保険部会」という。)では、令和5年の夏までに結論を得るべく議論するとされていましたが、令和5年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、令和5年の年末まで検討を継続することとされ、令和5年12月22日の介護保険部会にて「1号保険料の在り方の見直し」の実施と「一定以上所得の判断基準の見直し」の見送りが示されました。

3 令和6年4月の改正内容と検討経過

(1) 1号保険料負担の在り方の見直し

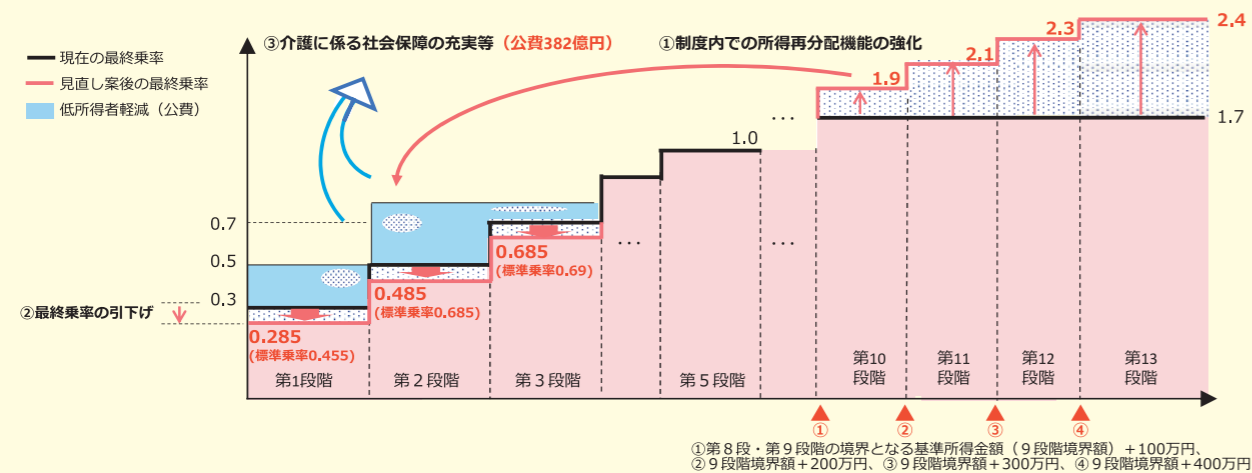
令和4年12月の意見書を踏まえ、令和5年7月10日の介護保険部会では、ア. 標準段階の多段階化、イ. 高所得者の標準乗率の引き上げ、ウ. 低所得者の標準乗率の引き下げについて検討を行うことが適当とされました。

また、令和5年12月22日の介護保険部会において、第1号保険料に関する見直しの成案が以下のとおり示されました。(図表参照)

①制度内での所得再分配機能の強化

- ・標準段階の多段階化(9段階から13段階へ)
- ・多段階化に伴い、高所得者の標準乗率を引き上げ

図表 第1号保険料の見直しの成案(標準9段階から標準13段階への見直し)



出典：厚生労働省 介護保険部会資料「給付と負担について」より抜粋

②最終乗率の引き下げ

- ・低所得者の標準乗率を引き下げ

③介護に係る社会保障の充実等

- ・公費による低所得者負担軽減の継続
- ・現在低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部を介護に係る社会保障の充実に活用

(2) 介護療養型医療施設に係る介護保険法の有効期限対応

介護療養型医療施設の介護保険法の有効期限は令和6年3月31日であることが示されていましたが、介護療養型医療施設の廃止に伴う、認定調査票(概況調査)等の様式変更案が示されました。

(3) 地域包括支援センターに係る改正

介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当であるとされました。

(4) 福祉用具貸与等の対象種目の追加

一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制を導入することが示されました。具体的には「固定用スロープ」、「歩行器」、「単点杖」及び「多点杖」の4つが対象となります。

(5) 介護報酬改定 ※システム対応 対象外

令和5年10月11日の社会保障審議会介護給付費分科会(以下「介護給付費分科会」という。)において、通常4月に行われる介護報酬改定の施行時期について議論されました。令和6年度診療報酬改定の時期が令和6年6月1日施行となるため、介護報酬改定についても、職員やベンダの負担、医療と介護の給付調整及び利用者のわかりやすさの観点から施行時期を見直し、令和6年6月1日施行にする検討がされました。

その後、介護給付費分科会から、令和5年12月19日に令和6年度介護報酬改定に関する審議報告が示されました。

(6) 総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化 ※システム対応 対象外

令和5年12月22日の介護保険部会の資料にて、介護給付前から総合事業を利用されている介護者が「訪問型・通所型サービスA(緩和された基準)」を受けることが可能となるように見直されることが示されました。

(7) 新しい複合型サービス ※見送り

令和5年8月30日の介護給付費分科会において、新しい複合型サービス(訪問、通所系サービスの組み合わせ)の創設について検討されました。

令和5年12月19日の介護給付費分科会「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」資料にて、複合型サービスは引き続き検討(第9期介護保険事業計画では見送り)との結論が示されました。

4 令和6年8月の改正内容と検討経過

(1) 基準費用額(居住費)の見直し

令和5年12月22日の厚生労働省事務連絡にて、基準費用額(居住費)の見直しによる影響が示され、施行時期は令和6年8月となりました。

(2) 「一定以上所得(2割負担)」の判断基準の見直し ※見送り

令和5年12月22日の介護保険部会において、第10期介護保険事業計画の開始前までに結論を得ることとされ、第9期介護保険事業計画での改正は見送られました。

(3) 多床室の室料負担の見直し ※見送り

老健施設及び介護療養型医療施設の多床室の室料負担の導入について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討が行われ、施行時期は令和7年8月となりました。

5 介護保険システムの対応

【令和6年4月施行分】

(1) 1号保険料負担の在り方の見直し

1号保険料の多段階化に伴い、調整交付金用集計処理の見直しを行います。

また、平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直し対応(令和3年度から実施)について課税層への適用期間終了に伴う対応を併せて行います。

(2) 介護療養型医療施設に係る介護保険法の有効期限対応

訪問調査票登録画面において、認定申請日が令和6年4月1日以降の場合、介護療養型医療施設が選択できないように入力チェックを行います。

また、月報資料の様式の変更を行います。

(3) 地域包括支援センターに係る改正

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式変更を行います。

(4) 福祉用具貸与等の対象種目の追加

福祉用具購入費入力画面の用具種類選択項目に、用具種類の追加を行います。

【令和6年8月施行分】

(1) 基準費用額(居住費)の見直し

令和6年8月に向けて、負担限度額マスタの変更を行います。

6 おわりに

第9期介護保険事業計画における介護保険制度改正について、検討は行われたものの、継続検討(見送り)となった事案が多々あります。

引き続き、国の検討状況を注視し、改正内容に対応したシステムの提供に努めます。

令和6年度事業計画の概要

総務企画部経営管理課

令和7年度末までに対応が求められている標準準拠システムへの移行対応を円滑に進められるよう、県、市町村、関係団体等との連携を強化し、標準準拠システムに係る調査研究・共同開発、インフラ環境の構築、システムの移行等の標準化対応を柱とした令和6年度事業計画が定められましたので、次のとおり概要を報告します。

1 共同調査研究事業

(1) 県、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)等との連携
標準準拠システムへの移行に向け、国の標準仕様書等の策定状況を確実に把握できるよう、引き続き県、J-LIS等の関係機関との連携を図ります。

(2) 市町村情報化研究会

ア 市町村情報化研究会

国の標準仕様書、各種手順書の策定状況等について、市町村との情報交換・協議等の共同調査研究を行います。

イ 専門部会

専門部会(12部会)では、各種法制度改正対応等、業務運用上の課題に加え、国の標準化対応等に関する協議を行います。

(3) 自治体DXに関する調査研究

「自治体DX推進計画」(総務省)、「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」等を踏まえ、国の施策動向等を調査し、自治体フロントヤード改革、マイナンバーカードの普及促進等について、新たなサービスの調査研究を行います。

2 共同開発事業

(1) 先進モデル事業

ア 新たなデジタル技術の活用等によるサービスへの対応

「書かないワンストップ窓口」などのフロントヤード改革の事例等に加え、電子契約・電子請求等の取組について、先進事例の調査研究等を踏まえたサービスを検討します。

イ 総合窓口システムの移行

標準化の対応に伴い、現行の総合窓口システムを標準準拠システムとの関連システムと位置付け、新たな窓口ソリューションとしてガバメントクラウド上で動作するようシステム開発・移行を行います。

ウ コンビニ交付サービス

導入要望があった6団体について、スケジュール等を調整し順次導入作業を進めます。

エ マイナポータル・ぴったりサービスへの対応

マイナポータルからの申請データを取り込む「申請管理システム」について、標準準拠システムでは必須機能となることから、未導入団体への導入を図ります。

(2) 自治体DX関連サービスの企画・設計

県の「ぎふDX支援センター」に引き続き参画するなど県との連携を図りつつ、市町村ニーズを踏まえたメニュー拡充等の検討を行います。

3 情報化支援事業

(1) マーケティング

県外市町村の標準準拠システムへの移行の対応状況、市町村のDX関連ソリューション等について調査・分析を行います。

(2) コンサルティング

ア デジタル戦略合同コンサルティング

市町村におけるDX全般の取組を支援できるよう、合同コンサルを継続開催します。

イ 情報化支援

DXの推進、標準準拠システムへの移行、法制度改正に伴うシステム対応等に関する情報提供など、市町村の円滑な業務運用を支援します。

4 システム構築・開発事業

(1) 標準準拠システムへの移行対応

ア インフラ環境の整備

ガバメントクラウド上の環境構築に加え、ガバメントクラウドへの接続に必要なネットワーク基盤等の整備を行います。

イ 標準準拠システムの開発

標準化対象業務のうち、現在提供している18業務及び共通機能について、標準仕様書に基づくシステム開発を行います。また、標準化対象外業務について、標準準拠システムとのデータ連携等の必要な改修を行います。

ウ 標準準拠システムへの移行

標準準拠システムで実装する文字と現行文字の同定作業を行うとともに、データ移行ツールの開発・検証、移行テスト等を行い、令和6年度に1団体の本番移行を予定します。

(2) 総合行政情報システムの開発

現行の総合行政情報システムについて、引き続き岐阜県標準システムとして法制度改正等の対応を行います。

また、令和4年度から取組を進めている水道料金検針システムのスマートデバイスへの移行について、8団体の移行作業を行います。

(3) 業務システムの開発・改修

法制度改正等に伴うシステムの開発及び既存システムの改修を実施します。

【主な法制度改正等の対応予定】

- 氏名の振り仮名法制化に伴う対応
- 児童手当の抜本的拡充への対応
- 森林環境税の創設対応
- 定額減税の対応
- 被保険者証の廃止に伴う対応
- 医療保険の加入者情報通知対応

5 システム運用管理事業

(1) クラウドサービス

各システムについて、早朝稼働確認、休日におけるシステム稼働のサポート等を含む運用支援を行います。

また、標準準拠システムへの移行に併せて、標準化対象外システムの運用環境をガバメントクラウドと同一のクラウドサービスに移行することとし、クラウド環境の設計・構築等の作業を行います。

ア フロントオフィスシステム

イ 総合行政情報システム(自治体クラウド型システム)

ウ 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)

エ 健康管理・介護保険システム

(2) 業務支援サービス

クラウドサービスと連携する個別業務システムについて、導入団体への運用支援を行います。

(3) 内部管理システム

市町村の庁内情報を管理する文書管理システムについて、導入団体への運用支援を行います。

(4) アウトソーシングサービス

市町村業務及び県業務について、既受託処理を実施するほか、法改正等について対応を行います。

(5) トータルアウトソーシングサービス

総務事務等の共同利用型BPOサービスについて、人事・給与計算等のサービスを提供します。

6 普及広報事業

広報誌「Net&Line」を年4回発行し、先進自治体の取組、IT施策動向等、各種情報提供に努めます。また、市町村の標準化対応を着実に進められるよう、必要な支援を行います。

7 ネットワーク構築・監理事業

庁内ネットワークの運用、機器更新等に対するサポートに加え、ガバメントクラウドへの接続に必要な庁内ネットワーク整備等への支援を行います。

8 ITサポートサービス事業

(1) 地域サポートサービス

サービスデスクの運用による確実なサポート、事務所機能を活用した調整機能等を提供します。

また、市町村の業務運用上の課題等を聴取するため、総合窓口担当による定期訪問を行います。

(2) 情報安全管理

ア クラウドサービス

センター提供サービスの運用機器等について堅固なデータセンターに配置し、情報の安全管理に努めるとともに、バックアップ、早朝稼働確認等を実施し、安定稼働を図ります。

イ ハウジングサービス

市町村が自庁内に設置している各種情報システムのサーバ機器を堅固なデータセンターに設置するハウジングサービスを提供します。

ウ バックアップサービス

事務所機能を活用した市町村データの遠隔地保管サービスを継続して提供します。

エ 災害時における被災者支援システムの提供

大規模災害時における事業継続の一環として、センターから被災市町村に対し、被災者支援システムの提供を行います。

9 教育研修事業

市町村における情報化推進を支援するため、市町村職員の情報活用能力の向上に寄与することを目的とした各種研修を開催します。

10 評価・監査事業

市町村等におけるセキュリティ対策の強化、セキュリティレベルの維持向上等に向け、情報システム監査支援及び情報セキュリティ監査支援を行います。

11 事業推進体制整備事業

(1) 組織機能強化

ア 開発・運用体制の強化

標準準拠システムへの移行に当たって、セキュリティ及び品質を確保しつつ着実に対応できるよう、外部要員の活用等を含む体制の見直し・強化を図ります。

イ 人材の育成と技術力の向上

標準準拠システムへの移行・ガバメントクラウドの活用に必要な技術の習得に加え、市町村への安定的なサービスの供給が継続できるよう、各種研修の受講等を継続的に実施し、職員の技術力・業務知識の向上に努めます。

ウ 市町村への定期訪問

市町村における情報化課題への円滑な対応等を図るため、総合窓口担当による定期訪問、情報主管部門長会議等を通じて、課題、意見等を聴取し、市町村との連携を強化します。

エ 品質管理の強化

提供システム・受託処理における品質の維持向上に向けて、品質管理マニュアルに沿った内部監査の実施、外部技術研修の受講・伝達研修など、継続的な品質向上に努めます。また、ITSMSに沿った取組を行い、業務運用の維持管理・継続的改善を図ります。

(2) セキュリティ対策

提供サービスにおける情報セキュリティ対策の強化を図るため、引き続きISMSに取り組みとともに、国際規格であるISO27001の改訂に伴う移行対応について、再認証審査に併せて移行審査を受審します。

(3) 事業継続計画の維持改善

事業継続計画マニュアルについて、事業継続訓練等により実効性を検証し、マニュアルの維持改善に努めます。また、業務別の個別事業継続計画についても、事業継続訓練の結果を踏まえた見直し等を行い、実効性の向上を図ります。

注：この事業計画は、概要として取りまとめております。
当センターのホームページで御覧いただくことができます。

令和6年度市町村職員研修・管理者研修

行政情報管理者コースの御案内

総務省は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(2020年)」を推進し、その中で作成された重点計画でも、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革に取り組み、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行うことの必要性を挙げています。

そこで、今回の行政情報管理者コースでは、人の心の変革、組織の変革に着目した取り組み、市町村政策に関連する事例について御紹介します。

開催日時

令和6年

5月16日(木)

13:30~16:00(13:00~受付開始)

研修会場

岐阜県市町村行政情報センター
本局 3階多目的ホール

岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3

講演1

働き方改革～感動を生むチームの魔法～

元ウォルトディズニーシニアプロデューサー・
上級マーケティング解析士

おおはた たかお
大畠 崇央氏

講演2

変革に焦点を当てた「d X」の推進
～人の心の変革、組織の変革～

ほんだいまち
福島県磐梯町 デジタル変革戦略室長

おの ひろあき
小野 広暁氏

■受講対象者 県、市町村、広域連合等の職員

■定員 100人

■受講料 無料

■申込方法

「受講申込書」(別途送付)にて、**令和6年4月26日(金)まで**にお申し込みください。

●申込(問い合わせ)先

一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター

ソリューション推進部 基盤整備課 教育研修担当

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3

TEL : (0584)47-6609 FAX : (0584)47-6585 E-mail : slkensyu@gaic.or.jp

ネット&ライン
Net&Line 2024 Spring
No.184

令和6年4月1日発行

発行人/塩澤 務 編集人/佐野 雅哉

発行所/一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター

印刷/ヨツハシ株式会社

アンケートに御協力を!

Net&Lineに関する御意見、御要望は、当センター
ホームページで随時受付しております。



編集後記

新年度がスタートいたしました。

市町村では自治体情報システムの標準化に向けた準備が進められてきております。新年度からはガバメントクラウド上での環境構築等、標準準拠システムへの移行準備作業が本格化することとなりますので、これまで以上に市町村と連携を図って取り組んで参りたいと考えております。

さて、本号の特集では「プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける『こどもデータ連携』の取組について」と題して、教育や福祉等のデータについて分野を超えて連携することによる市町村のモデル事業等の御紹介をこども家庭庁様に御執筆いただきました。また、「令和6年度介護保険制度の改正対応」と題して、介護保険制度の改正対応等について御紹介させていただきました。今後の取り組みの参考にさせていただければ幸いです。

今年度も御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。